

山鹿市公告第4号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第8項の規定により、
次のとおり公告する。

令和8年5月18日

山鹿市長 早田 順一

1. 変更地域
菊鹿地区、山鹿・大道地区、鹿央地区、鹿本地区
2. 変更内容
区域の追加、区域の除外、担う者の追加